○防衛省令第十六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十五条の十一第一項及び第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（再就職の約束をした場合の届出）	（再就職の約束をした場合の届出）
第六十五条の十一　［略］	**第六十五条の十一**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第三号及び第六号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第五により防衛大臣に届け出なければならない。	3　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第五により防衛大臣に届け出なければならない。
4　［略］	4　［同上］
（管理職隊員の事前の再就職の届出）	（管理職隊員の事前の再就職の届出）
第六十五条の十三　［略］	**第六十五条の十三**　［同上］
［項を削る。］	2　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員（管理職隊員（法第六十五条の十一第三項に規定する管理職隊員をいう。以下同じ。）であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。）は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第六号から第九号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、第六十五条の十一第三項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。
2　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした管理職隊員であつた者（離職後二年を経過しない者に限り、同条第三項の規定による届出をした者を除く。）は、当該同条第一項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、第六十五条の十一第四項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。	3　法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員（管理職隊員であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。）は、当該届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、第六十五条の十一第四項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。
3　［略］	4　［同上］
4　法第六十五条の十一第三項の規定による届出をした隊員（離職後二年を経過しない者に限る。）は、当該届出に係る令第八十七条の二十六第七号から第十号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第八により防衛大臣に届け出なければならない。	5　法第六十五条の十一第三項の規定による届出をした隊員（離職後二年を経過しない者に限る。）は、当該届出に係る令第八十七条の二十六第五号から第八号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第八により防衛大臣に届け出なければならない。